Jump 井坂しんや

E-mail　CQW23040@nifty.ne.jp
ブログ　http://isaka.jcpweb.jp/

2020年のスタートにあたって

昨年はいっせい地方選挙で県会議員として2期目の当選をさせていただきました。

みなさんの期待に応えられるよう、引き続き「県政を身近に」をモットーに頑張ります。

また、県議会での活動を多くの方にお知らせできるよう「JUMP 井坂しんや」を発行していきますので今年もよろしくお願いします。

国政・県政・市政の改革へ

国政では、「桜を見る会」「森友・加計学園」の問題で明らかなように安倍政権の税金の私物化、政治の劣化が進んでいます。
特に全体の奉仕者である官僚の方が、安倍政権の奉仕者と言えるような隠ぺいや書類の破棄などを行うことは、民主主義の根幹にかかわる危機と言わざるを得ません。

県政では、横浜のカジノ誘致を応援することや水道の民営化を支援する施策を進めるなど、安倍政権の政策を推進する県政となっています。

市政では、子育て支援策が進んだ一方で、高齢者支援策の縮小、コミュニティーセンターの有料化など、市民の要望に応えていない状況があります。

消費税の増税や後期高齢者医療での自己負担増など市民生活が厳しくなる時に、市政、県政が国の防波堤となり市民を守ることが重要です。

国政・県政・市政を変え、市民の声が政治に届くように全力で頑張ります。引き続きのご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

第3回定例会が閉会

12月18日に県議会第3回定例会が閉会しました。

今回の議会では、知事から提案のあった36議案の内6議案に反対しました。

その他、県ではハードディスクの盗難により情報が漏えいしていたことが大きな問題となりました。この事件は、県のハードディスクの処分を依頼していた業者から、ハードディスクを物理的に破壊したことを県が確認していなかったことで起こりました。県議会として、全会一致で「行政文書流出に対する猛省及び事件の再発防止を求める決議」を全会一致で挙げました。

さらに、12月5日の本会議で知事が津久井やまゆり園の指定管理者(事業運営者)を運営期間の途中で変更すると述べました。あまりにも唐突な発表に多くの方が驚きを隠せませんでした。

特に津久井やまゆり園は3年前、園の元職員が利用者19人を刺殺する悲惨な事件があり、事業運営者、利用者、保護者などが一緒になって立ち直ろうとしている時でした。

後日開かれた関係者への説明会でも保護者から批判の声が挙がりました。

共産党県議団の代表質問

第3回定例会の後半の議会では、12月2日に大山奈々子県議(横浜市港北区)が、日本共産党県議団を代表して知事、教育長に代表質問を行いまし

た。

主な内容は、災害対策として、河川整備の促進、建築物の浸水対策、災害対応力の強化などについて、被疑者の安全確保について、訪問看護・訪問介護護等の介護現場における利用者等からのハラスメント対策について、公立学校教員に変形労働時間制を導入しないことについて、愛知トリエンナーレの「表現の不自由展」に対する記者会見での知事の発言に関連して、知事の歴史認識と表現の自由についてなどを質問しました。

訪問介護現場でのハラスメント

近年、訪問看護や訪問介護等の現場で従事者が利用者や家族からの精神的な暴力などのハラスメントを受けていることが明らかになっています。

昨年度「日本介護クラフトユニオン」の７万8000人を対象にしたアンケート調査では、介護職の74％が被害に遭ったと回答しています。具体的な被害内容としては「利用者の息子に寝室に連れ込まれて体中を触られた」「計画書にないサービスを強要され、断ると罵倒された」などです。

また、私たちが話を伺った神奈川県民主医療機関連合会では、訪問看護師を対象に実態調査を行い、看護師の76.5％がハラスメントを受けた経験を持っており、22.1％の人がそのことで仕事をやめたいと思ったことがあると回答しています。

国は今年の３月に事業所向けの介護現場におけるハラスメント対策マニュアルを策定しました。

県として、このマニュアルを活用し、介護事業所や介護従事者にハラスメント防止対策の啓発と具体的な防止対策を講じる必要があります。

現場の職員を対象にした丁寧なアンケート調査等を行い、県内でのハラスメントの正確な実態把握をするとともに関係者への実践的な研修の実施、専門の相談窓口の設置、２人訪問体制への財政支援等の具体的な対策を求めました。

知事は、ハラスメント問題を認識していること。県として相談窓口を周知していることなどを答弁しました。

しかし、具体的な防止対策として兵庫県などでは、訪問介護等の際２人体制で訪問できるような制度をつくり被害が発生しないような取り組みを取っています。

県としても実態調査と具体的な対策が求められます。

教員の働き方を変えるために

国会では、12月４日に公立学校教員に変形労働時間制を導入する法案が可決しました。

この変形労働時間制とは、例えば「繁忙期」に１日10時間労働まで可能とし、「閑散期」とあわせて平均で１日当たり８時間にすることを可能とする制度です。従来、この制度が地方公務員については適用除外とされていましたが、今回、公立学校教員に対して自治体の判断で適用できるよう整備するものです。

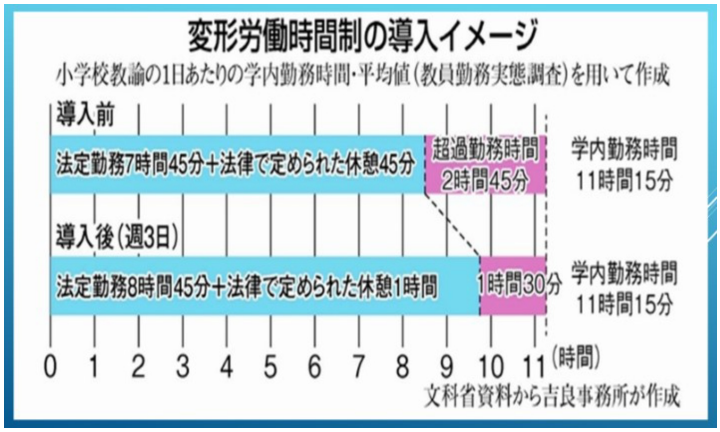

この制度については、国会で「神奈川過労死等を考える家族の会」の代表は、教員だった夫を過労死で亡くした経験に触れ、この制度で見かけの時間外労働は減る一方、労働時間が合法的に増え過労死を促進してしまうと発言され、強く批判しています。真に教員の働き方改革を進めるのであれば、教員定数を増やし、業務量を削減することが重要です。このような変形労働時間制を導入しないよう教育長に求めました。

教育長は、この制度は教員の業務量の縮減にはならないこと、県が行った勤務実態調査で公立小中学校の教員の厳しい労働状況があることを示しながら、学校現場や市町村教育委員会等の意見も踏まえて検討するとの答弁でした。